

事業提案型公募に向けた“対話”のすすめ方

1 対象事業 旧高須東小学校跡地活用事業

2 対話の目的等

(1) 対話の目的

今回実施する事業提案型公募に向けた対話への参加事業者の募集は、実際に土地を借受け、施設の整備・運営を行う事業者を募集するものではなく、本市が民間事業者と対話をすることで、不動産市場の動向や民間事業者の意向等を適切に把握しながら、地域のまちづくりや賑わい創出に貢献できる土地利用を誘導する事業者公募に向け、募集要項の作成や条件整理に役立てることを目的としたものです。

一方、対話参加事業者においては、事業者公募を視野に入れて対話を行うことにより、公募段階では、本市の意図を十分に理解したうえでの事業提案が可能となります。

(2) 対話から期待される効果

- ・ 民間事業者に行政の関心事や重視している点を正確に伝えることで、地域のまちづくりや賑わい創出に寄与する計画の提案を促すことが可能となります。
- ・ 不動産市場の動向や民間事業者の意向等を適切に把握し、実現性の高い募集要項を作成することで、現実的で適正な土地利用を誘導することが可能となります。

3 対話の流れ

(1) 土地活用事業における“対話”の実施について公表



(2) 質問の受付・回答



(3) 対話の予約・受付（事業者によるエントリーシートの提出）



(4) 対話日時及び場所の決定・通知



(5) “対話”の実施



(6) 対話結果（概要）の公表

(1) 土地活用事業における“対話”の実施について公表

募集要項（骨子）や対話のすすめ方を西宮市ホームページにて公表し、対話への参加事業者を募集します。

(2) 質問の受付・回答

対象となる土地活用事業または対話への参加について質問がある場合は、別紙の質問書に必要事項を記入し、次の提出期限までに連絡先 E メールアドレス宛てに送付してください。 ※件名は必ず【対話等質問書】としてください。

- ・提出期限 平成 30 年 4 月 18 日（水）午後 5 時 30 分まで（必着）
- ・回答方法 すべての質問及び回答をまとめたものを西宮市ホームページ上に掲載
- ・回答期限 平成 30 年 4 月 23 日（月）

(3) 対話の予約・受付（事業者によるエントリーシート提出）

- ・対話への参加には、募集要項（骨子）の [7 対話参加事業者の資格] を満たしていることが必要です。
- ・参加を希望する場合は、別紙のエントリーシートに必要事項を記入し、平成 30 年 5 月 15 日（火）から 5 月 22 日（火）午後 5 時 30 分までに連絡先 E メールアドレス宛てに参加申込を行ってください。（必着）
※件名は必ず【対話参加申込】としてください。
- ・対話の実施期間は、平成 30 年 6 月 5 日（火）から 6 月 8 日（金）を予定してします。 ※市議会 6 月定例会等の日程上、変更になる場合があります。
- ・対話に出席する人数は 1 グループにつき 5 名以内としてください。構成企業の全員が出席することは求めませんが、可能な限り対話項目に関係する事業者は出席するようにしてください。
- ・対話の対象項目については、主に募集要項（骨子）の [4 事業の内容、5 評価の考え方] を対象としています。これらの対象項目は本市として留意すべき事項と考える一方で、これらをそのまま募集要項の条件とした場合、行政ニーズと市場バランスが取れずに公募事業が不調に終わる可能性があります。そのため、例えば、事業の内容の検討事項として掲げた事業者に期待するポイントの具体例が適当なのか、どの程度の敷地規模が適切なのか、また、事業として成立するのか、などを対話することで、地域のまちづくりや賑わい創出につながる、現実的で適正な土地利用を図りたいと考えています。

(4) 対話日時及び場所の決定・通知

申込状況を踏まえて、本市で実施日時を調整・決定のうえ、平成 30 年 5 月 28 日(月)までに E メールにて通知します。実施場所も併せて通知します。(参加事業者数により希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください)

(5) “対話”の実施

事前申込のあった民間事業者との間で、1 グループ 1 時間程度(最長)の対話を実施します。対話当日は、説明の補足に必要な資料等を持参することができます。

(6) 対話結果(概要)の公表

対話結果(概要)の公表にあたっては、参加事業者の名称、事業者の知的財産に関わる事項等は非公表とします。また、公表にあたっては事前に参加事業者に内容確認を依頼しますので、本市からの依頼後、速やかに確認をお願いします。なお、確認の依頼は E メールにて行います。

4 その他

(1) 参加事業者の扱い

- ・対話は参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に行います。対話を実施している間は、他のグループの事業者は入場できません。
- ・必要に応じて追加で対話を実施する場合があります。実施の際には本市から事前に連絡します。
- ・参加事業者の名称は公表しません。
- ・対話参加の実績は、後の事業者公募の評価の対象とはなりません。

(2) 対話に要する費用

対話の参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(3) 西宮市の体制

政策局施設マネジメント部資産活用課、総務局管財部管財課及び関係課

5 連絡先

西宮市政策局施設マネジメント部 資産活用課

〒662-8567 西宮市六湛寺町 10 番 3 号

T E L : 0798-35-3433

Eメール : shisankatsuyo@nishi.or.jp